

令和3年度 福井県雇用維持緊急助成金

～従業員の雇用を守る事業主を福井県が応援します～

対 象

国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」を、9/10の助成率で受給した中小企業事業所^{*}

※福井県内の事業所で従業員を解雇せず、休業を実施した場合に限ります

対象となる休業等

令和3年5月1日から6月30日までに
実施した休業^{*}

※従業員の解雇等を行わない場合に限ります

※判定基礎期間の初日が令和3年5月1日～6月30日までの休業が対象となります。

助成率・上限額

国の支給決定額の1 / 10

(1事業所当たり100万円を上限)

国	福井県
休業手当等の総額×9 / 10	国の支給決定額×1 / 10

※ 大企業および一部解雇を行った中小企業の方は対象外です。

※ 国の助成率が10/10の場合（国からの追加支給分を含む）県の助成はありません。

申請方法等

必要書類などの詳細については、後日お知らせします。

お問い合わせ先

福井県 産業労働部 労働政策課 雇用対策グループ

電話：0776-20-0390

FAX：0776-20-0648

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/>

